

最低賃金引上げ等の環境整備のための支援策

沖縄県版支援パッケージ

～中小企業・小規模事業者の皆様、今すぐチェック！ぜひご利用ください～

(沖縄県最低賃金は、令和5年10月8日(日)から時間額896円が適用されます。)

最低賃金引上げ・賃金引上げ支援策

業務改善助成金

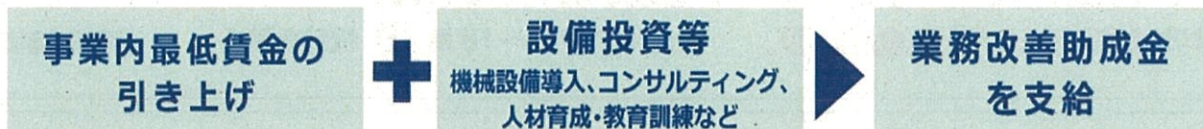
① 業務改善助成金とは…

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

② 対象事業者・申請の単位

- ・中小企業、小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- ・申請期限は、令和6年1月31日まで(事業完了期限 令和6年2月28日)

詳しくは、下記QRコードから内容をご覧ください。



業務改善助成金の申請方法等、詳しくはコールセンターまたはHPでご確認ください。

コールセンター ☎ 0120-366-440 8:30~17:15(平日のみ)

厚生労働省 HP



業務改善助成金 検索

キャリアアップ助成金(賃金規程等改正コース)

この制度は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。(当コースは、有期雇用労働者等の基本給の賃金規程等を3%以上増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成。)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が3%以上5%未満の場合、中小企業5万円(大企業3万3000円)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が5%以上の場合、中小企業6万5000円(大企業4万3000円)

1年度1事業場あたりの支給申請上限人数は、100人


⇒詳しくは、助成金センター ☎098-868-1606 8:30~17:15(土日祝日を除く)

事業再構築補助金

従業員の賃金を引き上げたい事業者向けの支援に加え、大幅な賃金アップで

企業成長を目指す事業者支援が充実しました。

類型	最低賃金枠	成長枠	グリーン成長枠	
			エントリー	スタンダード
対象	最低賃金引き上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者	
補助上限	最大 1,500万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)
補助率	3/4	1/2 (大規模な賃上げ達成で2/3へ引上げ) 【補助率引上要件】 事業終了時点で①給与支給総額+6%以上、②事業場内最低賃金+45円		


賃上げ等へのインセンティブ
 ○大規模賃金引上促進枠：上限3,000万円上乗せ

その他各種枠組みも設けております。詳しくは、下記または HP でご確認ください。

【第11回公募情報】

【事業再構築補助金事務所コールセンター】

公募開始: 令和5年8月10日(木)

ナビダイヤル: 0570-012-088

申請受付: 令和5年9月上旬～中旬(予定)

IP 電話用: 03-4216-4080

公募締切: **令和5年10月6日(金) 18:00**

受付時間: 9時～18時 (日・祝日を除く)



【事業再構築補助金HP】

小規模事業者持続化補助金(賃金引き上げ枠)

賃金引き上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施します。

- ・補助上限: 200万円
- ・補助率: 2/3(赤字事業者は3/4に引き上げ)

※賃金引き上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に引き上げるとともに優先採択のための加点を実地します。

詳しくは、下記または HP でご確認ください。

【商工会地区】 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ※事業場所在地の各商工会へ

【商工会議所地区】 <https://r3.jizokukahojokin.info/> <補助金事務局>03-6632-1502

【チラシ】 https://seisansei.smrj.go.jp/qk83jv00000000hv-att/20230724_jizokuka.pdf

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援します。

ものづくり補助金HP

・補助金額：100万円～ 最大1,250万円

・補助率：2/3

詳しくは下記またはHPでご確認ください。

⇒補助金HP > <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

⇒ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎050-8880-4053 10:00～17:00(土日祝日を除く)



サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金（IT導入補助金）

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援します。

<詳細>（赤字は令和4年度第2次補正予算での拡充点です）

枠/類型	通常枠		デジタル化基盤導入枠（インボイス対応に活用可能！）					セキュリティ対策推進枠	
	A類型	B類型	商流一括インボイス対応類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型			
補助事業者	中小企業・小規模事業者等		大企業等	中小企業・小規模事業者等					
補助額	5万円～150万円未満 下限を引下げ	150万円～450万円以下	インボイス対応済の受発注ソフト ～350万円	会計・受発注・決済・ECソフト 50万円以下 下限を撤廃！	50万円超～350万円	PC・タブレット等 ～10万円	レジ・券売機等 ～20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
補助率	1/2以内		2/3以内	1/2以内	3/4以内	2/3以内 ^(※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分 ^(期間を長期化) ）、導入関連費		クラウド利用料（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費					サーバ・サーバデバイス利用料（最大2年分） ^(※3)

(※1) 消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

(※2) 補助金額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4、50万円超については2/3。

(※3) (独)情報処理推進機構(IPA)

「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

※詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

<問い合わせ>

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター

☎ 0570-666-376 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

<補助金HP> <https://it-shien.smrj.go.jp/>



[IT導入補助金HP]

働き方改革推進支援資金（中小企業資金）

① 融資制度（中小企業向け）

非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を支援する制度です。

② 支援内容

ご融資の限度額 中小企業資金 7億2000万円
ご返済期間 設備投資 20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

③ 問い合わせ先

対象者の要件等については、下記「ご利用の窓口」までお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫

・本店 融資第二部	中小企業融資第一班	☎098-941-1785
	中小企業融資第二班	☎098-941-1795
・中部支店	業務第一課・第二課	☎098-989-6604
・北部支店	業務課	☎0980-52-2338
・宮古支部	業務課	☎0980-72-2446
・八重山支店	業務課	☎0980-82-2701

HP: https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/r5_tyusyou.pdf

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例

① 金利優遇制度

ひとり親家庭の就労支援、雇用の維持又は拡大、従業員の処遇改善及び人材育成に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減することにより、沖縄の地域課題である子供の貧困問題の解消及び雇用環境の改善を促進する制度です。

② 支援内容

特例の対象となる
要件に応じて、貸付利率を最大0.5%まで控除

③ お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

・本店 融資第二部	中小企業融資第一班	☎098-941-1785
	中小企業融資第二班	☎098-941-1795
・中部支店	業務第一課・第二課	☎098-989-6604
・北部支店	業務課	☎0980-52-2338
・宮古支部	業務課	☎0980-72-2446
・八重山支店	業務課	☎0980-82-2701

HP: 中小資金 https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/r5_tyusyou.pdf

生産資金 https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/r5_seigyous.pdf

認証制度・相談支援等

沖縄県所得向上応援企業認証制度

支援の概要

従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証します。

- ① 認証式やシンポジウム等を通じて認証企業をPRします。
- ② 認証企業は、制度のマークを使用することができ、求人者や取引先等に認証企業であることをPRすることができます。
- ③ 認証企業に対して、奨学金返還支援制度における補助率及び補助上限額の引き上げを行います。

詳細は、下記またはHPでご確認ください。

沖縄県商工労働部マーケティング戦略推進課

☎ 098-894-2030

<HP>

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/marketing/ninshoseido/index.html>



沖縄働き方改革推進支援センター

- 社会保険労務士等の専門家が、働き方改革に関する様々な課題、職場環境の整備・社員待遇改善など事業主の相談にワンストップ、無料で対応します。
- 企業への訪問相談サービスも行っています。
- 相談対応例：賃金引き上げの環境整備、人材確保、人材育成、同一労働同一賃金等々

詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

☎ 0120-420-780 9:00~17:00 ※年末年始を除く。

<HP> <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

<メールアドレス> soudan@srokinawa.com

【沖縄労働局委託事業】（委託先：沖縄県社会保険労務士会）

沖縄県よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、中小企業、小規模事業者等からの経営上のあらゆる相談に応えるため、国が全国47都道府県に設置している無料の経営相談所です。

詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

<連絡先> ☎ 098-851-8460

月～金 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 ※定休日：日曜・祝祭日

<メールアドレス> contact@yorozu-okinawa.go.jp

<HP> <https://yorozu-okinawa.go.jp>



【よろず支援拠点】

中小企業等経営革新強化支援事業

新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出などの経営革新にチャレンジする中小企業の計画を承認し、支援する。計画の承認後は、政府系金融機関の低金利融資制度等の支援を活用することができる。

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班 ☎098-866-2343

公益財団法人沖縄県産業振興公社経営支援課 ☎098-859-6237

沖縄県 HP: <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/Keiei/dantai/sangyoshien/kakushintop.html>

沖縄県産業振興公社 HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-10.html>

県内企業「稼ぐ力」強化人材育成事業

県内企業の「稼ぐ力」を強化するため、産業人材の育成に取り組む企業への補助に加え、専門家による人材育成計画策定の支援等を実施する。

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部産業政策課 ☎098-866-2330

HP: <https://redeoki.com/>

中小企業総合支援事業

支援の概要

中小企業者や創業予定者などの経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供する。

事業一覧： 窓口相談、専門家派遣、課題解決支援、離島支援
販路開拓、取引マッチング、情報提供

詳細は、下記または HP でご覧ください。

沖縄産業振興公社（中小企業支援センター ☎098-859-6237）

HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-39.html>



賃金引き上げ特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

詳しくは、下記 QR コードから内容をご覧ください。

最低賃金特設サイト

検索

